

令和3年度
県産工業製品海外販路開拓事業
募 集 要 領

(注) 今回の募集については、採択する企画提案が事業目的に沿った取組となっているか、事業成果が得られるか等、企画提案の交付決定を行うにあたっては、内閣府による事前確認が必要となります。そのため、採択(内定)通知後であっても、その後、内閣府の内容確認を経て、補助金交付に適さないと判断された場合は採択(内定)の取消になる場合や計画内容の変更(実施期間の開始日遅延及び短縮を含む)をしていただく可能性があります

(注) 本事業は本年度で終了します。

令和3年4月



沖縄県
OKINAWA PREFECTURE



株式会社俊美プロデュース
(ジュンメイ)

一般社団法人

沖縄県発明協会

目次

1	事業の背景および目的	1
2	事業概要	1
	(1) 事業概要	
	(2) 支援実施期間	
	(3) 支援内容	
	ア 海外見本市への出展に係る支援	
	イ 海外営業活動に係る支援	
	ウ フィージビリティスタディに係る支援	
3	応募資格	2
4	応募方法	2
	(1) 提出書類	
	(2) 募集スケジュール	
	(3) 提案書類の提出および問い合わせ先	
5	審査および採択(内定)	5
	(1) 審査方法	
	(2) 審査基準	
	(3) 採択(内定)	
	(4) 採択(内定)の取り消し	
6	活動経費について	6
	(1) 補助限度額	
	(2) 対象事業項目と補助率	
	(3) 経費の流れ	
7	各種書式	
	(1) 第1号様式:事業計画提案書	
	(2) 別紙1:事業計画書	
	(3) 別紙2:事業費積算書	
	(4) 別紙3:収支計画書	
	(5) 別紙4:事業工程表	
	(6) 別紙5-1:企業概要表	
	(7) 別紙5-2:3ヶ年財務状況指標	
	(8) 別紙6:補助金・助成金等の活用状況	

1 事業の背景および目的

県産品の海外展開について、食品分野は香港、台湾の高級スーパーに定番化するなど、販路が着実に広がっているものの、工業製品においては、新たな市場開拓の可能性を有しています。

しかしながら、工業製品の販路拡大にあたっては、海外展開に伴う、情報収集、人材確保、ノウハウの蓄積、ネットワークの構築等に課題があることから、これらの阻害要因を軽減する効果的な支援が必要です。

このことから、工業製品の海外への販路拡大について、製品の特性や商品流通の段階に応じた、総合的な施策展開を図るため、見本市出展、ビジネスマッチング、可能性調査、プロモーション等の支援を実施します。

2 事業概要

(1) 事業概要

工業製品の海外における販路開拓を積極的に支援し、海外展開の成功事例を蓄積することにより、本県経済のけん引役として製造業の活性化を図るものです。

(2) 支援実施期間

交付決定の日～令和4(2022)年2月28日(予定)

※国又は県の予算状況及び事業実施に伴う成果を検証し、事業期間を中断又は短縮する場合があります。予めご了承ください。

(3) 支援内容

ア 海外見本市への出展支援

- ① 支援企業旅費
 - ・海外見本市出展に要する職員旅費
- ② 見本市出展料
 - ・出展料、ブース、小間借料等
- ③ 運搬費
 - ・見本市出展に要する展示品、展示用什器等の運搬費
- ④ 装飾費
 - ・ブース等のデザイン費、什器類のレンタル・リース料等
- ⑤ 通訳・翻訳費

イ 海外営業活動に係る支援

- ① 支援企業旅費
 - ・商談会その他ビジネスマッチングに要する職員旅費
- ② プロモーション活動に係る経費
 - ・現地営業活動委託費、パンフレット製作費、広告宣伝費、フェアなどにおける販売促進費、パブリシティ費用等、またそれらに関する翻訳費)
- ③ バイヤー招聘に係る経費
 - ・沖縄県内にバイヤーを招聘するための経費
- ④ 産業財産権の取得に向けた外国出願を促進するための費用
 - ・諸外国への特許出願、意匠登録出願及び商標登録出願に関する経費
- ⑤ 通訳・翻訳費

ウ フィージビリティスタディ(可能性調査・評価・製品の改良)に係る支援

- ① 支援企業旅費
・現地市場条件の調査等に要する職員旅費
- ② 調査費
・海外展開する既存製品に係る市場調査費用
- ③ 試験分析費
・試験機関等による試験・検査・分析費用、試験成績書発行手数料等
- ④ 原材料費
・海外展開する既存製品について、現地ニーズに合わせるための改良等に係る原材料費(新規開発する製品は対象外)
- ⑤ 通訳・翻訳費

3 応募資格

- (1) 県内に本社又は主たる事業所を有する企業又は団体であること。
- (2) 化学工業、窯業(ようぎょう)・土石製品製造業、金属製品製造業等の製造業を行う企業又は団体であること。
- (3) 対象となる製品は、県内で製造又は主たる加工がなされ、付加価値を増して出荷される製品であること。ただし、食料品及び飲料・たばこを除く。
- (4) 本事業を活用し、海外販路開拓・拡大を積極的に行う意欲があり、又は、事業終了後も海外展開を継続して行う意思と能力があること。

応募に関する注意事項

- ① 応募に関しては、1事業者、1件とします。
- ② 事業者が同一の海外展開に関する内容で、国、公共団体、又はそれらに準ずる公的機関の助成制度により助成(委託事業を含む)などを受けている場合や採択が決定している場合は、審査の対象外、又は採択の決定が取り消される場合があります。
- ③ 採択された場合でも、補助額は審査、査定などの結果、提案額と異なる場合があります。
- ④ 採択された場合、事業終了後の動向や波及効果等について、フォローアップ評価(追跡調査)を行います。
- ⑤ 支援企業として採択された場合は、実施報告書に企業名や支援の実績などを掲載し、公表します。
- ⑥ 応募に際しては、必ず、本事業の企業支援を県から受託している株式会社俊美(ジュンメイ)プロデュース(以下、「事務局」という。)に事前相談を行って下さい。相談期間を過ぎても相談がない場合は応募不可となりますので、ご注意ください。

4 応募方法

応募者は、(1)に掲げる提出書類を下記の部数、(3)の提出先に持参、または郵送にて提出してください。(提案書類の手書きは不可)

(1) 提出書類

- ・提案書の様式は、事務局で指定する様式に従って作成してください。

- ・書類は部単位、ダブルクリップで止めてください。(ホチキス止めは行わないでください。)
- ・定款については、「現行定款であることの証明」を記載してください。

	提案書類一式 正本 1 部 (片面印刷)	副本 9 部 (両面印刷可)
提案書類	提出	提出
添付資料	提出	不要
その他	任意	任意

【提案書類 (正本 1 部・副本 9 部)】

- ① 事業計画提案書(第 1 号様式)
- ② 事業計画書(別紙 1)
- ③ 事業費積算書(別紙 2)
- ④ 収支計画書(別紙 3)
- ⑤ 事業工程表(別紙 4)
- ⑥ 会社概要表(別紙 5-1)
- ⑦ 3ヶ年財務状況指標(別紙 5-2)
- ⑧ 補助金・助成金等の活用状況(別紙 6)
- ⑨ 審査会プレゼン資料(パワーポイント作成)

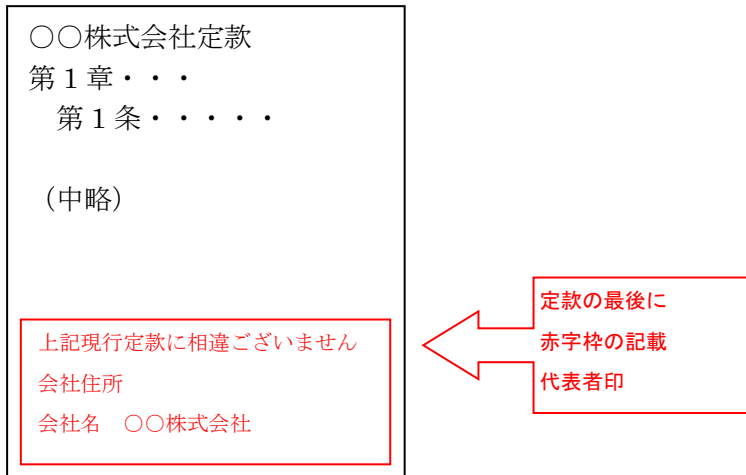
【添付書類(正本1部)】

- ⑩ 直近 3 年分の決算報告書(損益計算書、貸借対照表、製造原価報告書)
- ⑪ 直近の法人税、法人事業税及び法人住民税の納税証明書(未納ないことの証明)(原本)
 - ア 直近の法人税(証明書の種類:「その3の3」) → 国税
 - イ 法人事業税・法人県民税 → 県税
 - ウ 法人市町村民税の納税証明書 → 市町村税
- ⑫ 法人の定款(写し)
 - ※現行定款であることの証明
- ⑬ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(原本)
 - ※3か月前までの発行のもの
- ⑭ 対象製品の製造プロセスとその場所が分かる資料(様式任意)※仕入、加工・組立・検査、出荷
- ⑮ 提案商品の仕様書、パンフレット・カタログ等
- ⑯ 申請書類のデータを格納した電子媒体 (USB、CD-R、DVD-R など) : 1 つ。
 - (※申請に係る書類及び電子媒体は返却いたしません。電子媒体を USB メモリー等で提出した場合も、返却しませんのでご注意ください。pdf ファイルは原則不可とします。また Windows パソコンで文字化け等がなく、使用可能であることを確認したうえで提出してください。)

【その他(任意)】

その他補足説明として必要な資料<会社案内等>があれば添付してください。

【現行定款であることの証明方法】

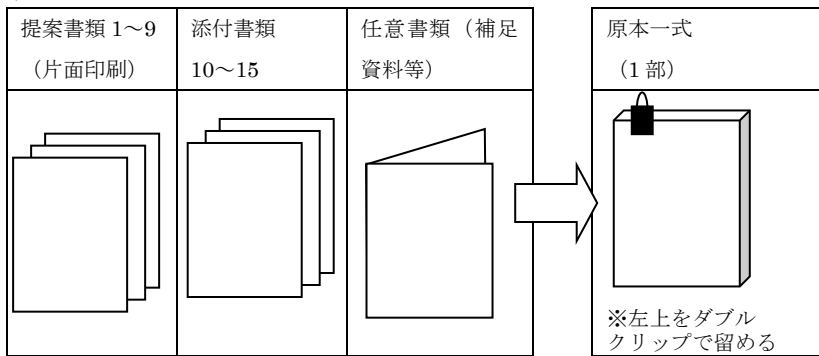


【納税証明書の取得機関】

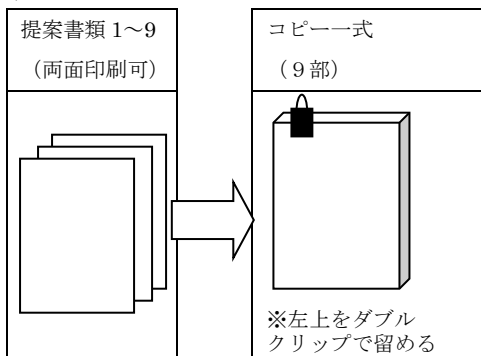
取得機関	法人
税務署	法人税
県税事務所	法人事業税、法人県民税
市町村役場	法人市町村民税

【綴り方】

原 本



副 本



(2) 募集スケジュール

■募集期間：令和3年4月12日(月)～令和3年5月11日(火)15:00まで

■事前相談期間：令和3年4月12日(月)～令和3年5月7日(金)

■提案書提出締切期限：令和3年5月11日(火)15:00まで(郵送の場合でも15:00必着)

※事前相談は必須とし、予約制といたします。予め、専門コーディネーターへ連絡の上、日程調整を行ってください。

■採択審査会：令和3年5月下旬 14:00～17:00 予定 ※開催形式別途調整

※各企業のプレゼンテーションの時間は追って連絡します。

(注)書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、必ず申請書類等の確認をしてから提出してください。

(注)FAX及びメールによる提出は受け付けません。

(注)なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(注)応募及び審査会出席にかかる交通費等の費用は補助対象外です。

(3) 提案書類の提出および問い合わせ先

株式会社俊美プロデュース

県産工業製品海外販路開拓事業担当 長嶺、仲間

TEL：098-955-0053／Email：info@junmei-p.com

〒900-0002 那覇市曙 2-26-6 タカダ曙マンション 209 号室

5 審査および採択(内定)

(1) 審査方法

申請された事業内容について、外部有識者等により構成する審査委員会において審議を行い、支援企業を採択します。

なお、審査は非公開で行うため、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

- ① 海外展開する製品について、現状、課題、事業内容、活動計画等が明確であり、本事業を受けることにより更なる発展が見込まれること。(海外への渡航や移動が制限される状況で活動可能な取組が含まれていることが望ましい)
- ② 海外展開する製品についての優位性や競合他社製品について把握できていること。
- ③ 補助事業終了後も、事業を運営する能力及び人員体制・生産体制が整っており、事業の継続性が認められること。

- ④ 海外展開の自走化に向けた採算性を考慮した経営戦略があること。
- ⑤ 事務局の助言・支援に対して受け入れる姿勢があること。

(3) 採択(内定)

審査後の採択(内定)は、事務局から申請者に通知します。なお、補助金交付決定額を記載した交付決定通知書の交付は、県での手続きを要するため、令和3年5月31日以降に改めて県に対して交付申請書を提出後、正式な補助金の交付決定となります。

(4) 採択(内定)の取り消し

提案内容の虚偽、補助金の重複受給が判明した場合は、採択(内定)決定後であってもこれを取り消し、補助金の返還や加算金の納付を命ずることがあります。

6 活動経費について

支援企業として採択された場合は、見本市への出展に係る経費やプロモーション費用等の活動経費に対し、以下のとおり補助を受けることができます。

(1) 補助限度額

補助限度額は500万円を上限とします。

・事業費の積算にあたり、事業計画を十分に精査するとともに、費用計上については、見積を徴取する、過去実績を参考にする等、過大見積もりがないよう留意願います。

(2) 対象事業項目と補助率

支援企業に対する活動経費の対象事業項目と補助率は以下のとおりです。

経費区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更	備考
海外見本市への出展に係る経費	海外見本市出展に要する支援企業旅費、見本市出展料、運搬費、装飾費、通訳・翻訳費に係る経費	(1～3年目) 8/10 以内 (4～5年目) 1/2 以内	1. 区分間の補助対象経費におけるいずれか低い額の20%以内の配分の変更。	支援企業旅費は、1回につき原則として2名を上限とする。
海外営業活動支援に係る経費	商談会その他ビジネスマッチングに要する支援企業旅費、プロモーション経費、バイヤー招聘経費、産業財産権取得に向けた外国出願を促進するための費用、通訳・翻訳に係る費用		2. 交付目的を達成するために必要な事業計画の細部の変更。	
フイージビリティスタディ(実行可能性調査・評価)	海外展開における障壁の除去を図るためや、現地市場条件の			

	調査や現地法制度及び現地規格に合わせた製品の改良に要する支援企業旅費、調査費、試験分析費、原材料費、通訳・翻訳費に係る経費			
--	---	--	--	--

(注1) 補助対象外経費

- ・日本国内における消費税及び地方消費税
- ・振込手数料
- ・その他本事業活動の目的以外にも使途が認められる費用と県が判断した費用

(注2) 費用の上限または制限があるもの

- ・旅費にかかる経費(航空代、宿泊費、交通費等)
- ・備品購入費用(3万円以上の備品に対して)
- ※その他詳細は、別途定める事務処理要領を遵守すること。

(3) 経費の流れ

